

『法改正に伴う核医学の対応』

施設の対応

JA北海道厚生連旭川厚生病院
放射線技術部門 下村 優児

PET装置導入に向けての検討

前提条件

- ・ デリバリーを利用する
- ・ **既存の設備**をもとに行う

PET導入準備委員会の設置

既存の設備

- ・第1体外計測室

平成14年製 ガンマカメラ 1台

7,150 × 6,450

コンピューター室 2,950 × 2,700

- ・第3体外計測室

平成 7年製 ガンマカメラ 1台

6,500 × 4,750

PET導入準備委員会

放射線科医師

放射線技師

施設課職員

医事課職員

- 1) 機種選定
- 2) 設備の改修
- 3) 申請・届出
- 4) 診療報酬への対応

1) 機種選定

- ・ 性能比較
 デリバリーに対応可能なもの
 (1 V : 185 MBq)
- ・ 装置の大きさ
- ・ FUSIONへの対応
 PET or PET-CT

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 の構造基準（新規則第30条の8の2）

第2号

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の調剤等を行う室（以下「陽電子準備室」という。）、これを用いて診療を行う室及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された患者等が待機する室を区画すること。

第6号

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の室内には、陽電子放射断層撮影装置を操作する所を設けないこと。

- ・ 陽電子放射断層撮影装置を操作する室は陽電子放射断層撮影装置と画壁等で区画された室であること

2) 設備の改修

- ・ 遮蔽体の増強
準備室等の面壁に鉛を付加
- ・ 待機室の設置
コンピューター室、暗室を利用
- ・ 操作室の設置
体外計測室、コンピューター室を利用
- ・ トイレの設置

3) 申請・届出

- ・放射線障害防止法
 - 吸収補正用密封線源
 - 校正用密封線源
- ・医療法施行規則
 - 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
 - 診療用放射線照射器具
 - 診療用高エネルギー放射線発生装置

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

- ・専ら従事する診療放射線技師の陽電子断層撮影診療に関する所定の研修の修了
- ・陽電子断層撮影診療に関する安全管理体制の確立を目的とした委員会等の設置
- ・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師のうち1名以上が
常勤職員であること
核医学診断の経験が3年以上であること

所定の研修の修了

4) 診療報酬への対応

- ・ 紹介患者 20% の確保
地域医療連携室との連携
セミナーの開催
- ・ 保険外診療

* その他

- ・ 周辺装置および備品等
ポジトロン自動注入装置
血糖測定装置 他
- ・ 従来からの検査の実施方法
1台による稼働
200 ~ 230 件/月